

はじめに

我が国の周囲を取り囲む海は、海上交通、漁業、海洋レジャーなどの活動の場として盛んに、しかも重畳的に利用されており、我々はこの海から計り知れない恩恵を受けています。しかしながら、この海で一たび海難が発生すると、尊い人命や貴重な財産が失われる事態を招くおそれがあるだけでなく、環境や経済活動にも深刻な影響を与えかねません。

海難審判所は、海難の発生の防止に寄与することを目的とする海難審判法に基づき、海難の発生を認知すると、同法に定められた準司法的な手続に則って調査及び審判を行い、その結果、海難が海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人の故意又は過失によって発生したものであると認めたとき、当該海技士等に対し、裁決で懲戒の理由となる海難の原因、つまり海難防止のために何を取り除き、何を改善しなければならなかったのかを示した上で、処分を行う行政組織です。

この度、海難審判所では、平成 30 年における活動状況を取りまとめ、これを「令和元年版レポート 海難審判」として発刊しましたが、平成 30 年に理事官が事件として立件した海難は 832 件、審判開始の申立ては 320 件で、303 件の裁決を言い渡しました。

本書では、海難の種類及び発生場所、海難に関与した船舶の隻数、大きさ及び用途並びに人的被害の状況などを整理するとともに、裁決から明らかになった海難原因を分類別に分析しています。また、典型的な海難事例について、参考図を用いて分かりやすく説明した上、その海難から得られた教訓を紹介しています。

船舶の運航に携わる方々をはじめ、海との関わりを持つ方々が、本書を一読していただくことにより、海難防止の一助として活用していただければ幸いです。

今後とも、海難審判所に対するご理解ご協力のほどをお願いいたします。

令和元年 11 月 海難審判所長

目 次

はじめに

本 編

| | |
|----------------------|----|
| 海難審判所の現状 | 1 |
| 1 海難審判制度の目的と任務 | 1 |
| 2 海難審判所の組織と管轄 | 1 |
| 3 海難審判所の現状 | 2 |
| 海難の調査と審判 | 3 |
| 1 海難調査 | 3 |
| (1) 海難の認知, 立件及び調査 | 3 |
| (2) 海難審判法の対象となる海難 | 3 |
| (3) 審判開始の申立て | 5 |
| 2 海難審判 | 6 |
| (1) 海難審判の開始 | 6 |
| (2) 海難審判の審理 | 6 |
| (3) 審理の終結 | 6 |
| (4) 裁決の取消しの訴え | 6 |
| 裁決の状況と原因 | 8 |
| 1 裁決の状況 | 8 |
| (1) 海難種類別裁決件数 | 8 |
| (2) 船種・海難種類別隻数 | 8 |
| (3) 免許種類別懲戒の状況 | 9 |
| 2 裁決における原因 | 10 |
| (1) 原因総数 | 10 |
| (2) 原因分類別 | 10 |
| (3) 「航法不遵守」が原因とされた海難 | 10 |
| 《裁決事例－航法別》 | 11 |
| (4) 船種別による海難の原因分類 | 16 |
| 《裁決事例－船種別》 | 18 |
| 海難防止の取り組み | 25 |